

2 高第 1959 号  
令和 3 年 3 月 18 日

介護保険サービス事業者 様

長野市長 加藤 久雄  
(保健福祉部高齢者活躍支援課担当)

令和 3 年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出について (通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和 3 年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年 3 月 23 日付け厚生労働省告示第 95 号) 第 4 号イ (2) に定める介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 3 年 3 月 16 日付け老発 0316 第 4 号)に基づき、下記により計画書を提出してください。

なお、前年度から当該加算を算定している場合であっても、計画書は毎年度提出する必要がありますのでご注意ください。

## 記

### 1 提出書類

- (1) 「介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」(別紙様式 2-1)  
※対象となる介護サービス提供月：令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 (12 か月間)
- (2) 「介護職員処遇改善計画書 (施設・事業所別個表)」(別紙様式 2-2)
- (3) 「介護職員等特定処遇改善計画書 (施設・事業所別個表)」(別紙様式 2-3)  
※介護職員等特定処遇改善加算を取得する事業所のみ提出すること。

以下は新たに介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を取得する事業所または加算の区分が変更となる場合にのみ提出

- (4) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」  
(サービスにより別紙 2、別紙 3、別紙 19 のいずれか)
- (5) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」  
(サービスにより別紙 1、別紙 1-2、別紙 1-3、別紙 1-4 のいずれか)

### 2 提出部数

1 部

### 3 提出期限

上記 1 (1) (2) (3) は、令和 3 年 4 月 15 日 (木) 必着

上記 1 (4) (5) は、令和 3 年 4 月 1 日 (木) 必着

※令和 3 年度より処遇改善加算又は特定処遇改善加算を新規に取得又は区分を変更する場合は、令和 3 年 4 月 1 日 (木) までに 1 (4) 及び (5) を提出してください。(※計画書より先に体制届及び体制等状況一覧表を提出する必要がありますので、ご注意ください。)

#### 4 提出先

長野市役所 第二庁舎 1階 高齢者活躍支援課へ提出してください(郵送による提出も可能)。

#### 5 留意事項

- ・賃金改善実施期間については、令和2年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書に記載した賃金改善実施期間と重複しないようにしてください。
- ・複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、同一の計画書を各指定権者が審査することとなります。各指定権者から計画書の修正の連絡があった場合は、修正をした上で全ての指定権者へ差し替えを送付してください。
- ・「別紙様式2-1」について押印は不要です。
- ・計画書の記載内容の根拠となる資料等の提出は不要ですが、計画書のチェックリストを確認するとともに、資料等は介護サービス事業所で適切に保管し、求めがあった場合には速やかに提示してください。

#### 6 特別な事情に係る届出書について

事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合、「特別な事情に係る届出書」(別紙様式4)を提出してください。

なお、令和2年度に「特別な事情に係る届出書」を提出した事業所にあつては、令和3年度も継続して賃金水準を引き下げの場合、当該届出書を改めて提出する必要があります。

#### 7 処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止について

処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月末日時点で算定している事業所については、1年間の経過措置期間の後、廃止することとなっております。現在、加算区分(Ⅳ)、(Ⅴ)又は未取得の事業所で、更なる処遇改善の取得を検討している事業所におかれましては、加算区分(Ⅰ)から(Ⅲ)の取得をご検討ください。

#### 8 各種通知・様式について

以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。

○長野市ホームページ

「トップページ」→「組織でさがす」→「保健福祉部高齢者活躍支援課」→「介護保険事業者の皆様へ」→「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について」

(問い合わせ先)

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課  
介護施設担当

TEL : 026-224-5094 FAX : 026-224-5126

E-mail : kourei@city.nagano.lg.jp

## 過誤調整について

## 1 過誤調整

支払の審査が確定しているものについて、請求を取下げ、給付費を返還します。取下げ処理を行った月の請求額から、過誤による取下げの金額を差し引くことで返還を行います。

過誤調整には通常過誤と同月過誤の2種類があります。

## 2 過誤調整の注意点

(1) 以下の請求については、過誤調整はできません。

- ① 支払が済んでいない場合
- ② 給付管理票を取下げた場合
- ③ 既に返戻となっている場合

※国保連合会に請求明細書等を提出した月（以下、請求月）の20日までに誤りに気付いた場合は、国保連合会へ希望返戻を依頼することができます。

（保険者への連絡は不要です。様式は国保連合会のホームページにあります。）

(2) 過誤調整を行う請求明細書の請求額が全額調整されます。

請求明細書内の変更する部分のみの調整はできません。取下げを行う被保険者のひと月分の請求額すべてを取下げます。

過誤処理を実行した結果、当該事業所からの請求額よりも、過誤による取下げ額が上回った場合は、その差額を納付書により返還することになります。

## 3 過誤申立方法

(1) 提出書類

過誤（返戻）依頼票

※多件数となる場合は、多件数用の過誤（返戻）依頼票をご利用ください。

(2) 提出期限

次の期日までに提出してください。

通常過誤：毎月15日                      同月過誤：毎月月末

※期日が土・日・祝日の場合は、前営業日までにご提出ください。

(3) 提出方法

介護保険課給付担当へ提出、メール・郵送・FAX可。

〒380-8512 長野市大字緑町鶴賀1613番地

メールアドレス [kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)

FAX                      026-224-8694

4 過誤の種類と処理スケジュール

(1) 通常過誤

過誤処理後に国保連合会から送付される過誤決定通知書を確認し、翌月以降に正しい給付費の再請求を行います。

通常過誤を行った場合の金額調整は、下記のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{事業所全体の当月請求額} - \text{過誤による取下げ額} = \text{支払決定額} \\ & (\text{翌月}) \text{事業所全体の請求額} + \text{正しい請求額} = \text{支払決定額} \end{aligned}$$

	1月	2月	3月
通常過誤	15日までに 過誤申立	過誤決定通知 10日までに 再請求	過誤分返還 再請求分支払
給付管理票		10日までに 「修正」で提出	

(2) 同月過誤

審査が確定している請求の取下げと、正しい給付費の再請求を同一月内に行います。過誤調整と再請求が同月内で行われるので、結果的に差額の調整処理となります。

同月過誤を行った場合の金額調整は、下記のとおりです。

$$\text{事業所全体の当月請求額} - (\text{過誤による取下げ額} - \text{正しい請求額}) = \text{支払決定額}$$

差額調整

	1月	2月	3月
同月過誤	月末までに過誤申立	10日までに再請求	過誤決定通知 過誤分返還 再請求分支払
給付管理票			10日までに 「修正」で提出

事務連絡  
令和 3 年 3 月 5 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

### 福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険の福祉用具を安全に利用するためには、事故防止に取り組むことが重要であり、これまで消費者庁から報告された福祉用具に関する重大事故の注意喚起を行ってきたところです。

また、令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告において、「福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきである。」とされたところです。

今後、福祉用具の事故等に関する取組について検討を進めていくこととなりますが、引き続き、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行ってまいりますので、都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

(参考)

以下のリンク先に掲載されている消費生活用製品の重大製品事故情報のうち、福祉用具に係る事故について情報提供を行います。

掲載先（消費者庁ホームページ）

<https://www.caa.go.jp/notice/release/2020/>

#### 【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

認知症専門医などによる

令和3年度

# 認知症相談会

身近な人の中に、こんな気になることはありませんか？

同じ話を何度もする



ああで  
こうで..

置忘れやしまい忘れが増えた



わしの財布は  
どこじゃろ？

些細なことで怒りやすくなった



表情が乏しい・元気がない



認知症について正しく理解することにより、早期に発見し、症状の進行を緩やかにするための適切な治療を受けることができます。身近な人の変化に気がいたら、早く専門家に相談することが、サポートの第一歩です。この機会にぜひ相談会をご利用ください。

相談日	相談会場 / 相談時間	申し込み先
4月14日(水)	市役所第二庁舎 1階 地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター 午後 1時から3時 一人 30分程度	中部地域包括支援センター 電話 224-7174
5月12日(水)		
6月8日(火)		
7月7日(水)		
8月5日(木)		
9月9日(木)		
6月2日(水)	篠ノ井交流センター 時間上記同様	中部地域包括支援センター 篠ノ井支所駐在 電話 292-3358
9月8日(水)		

## 申し込み

- ❖ 各日定員は3名で、定員になり次第受付終了となります。
- ❖ 認知症の診断で定期受診や内服処方されている方は、主治医に相談の上お申し込みください。

## 対象

- ❖ 相談は無料です。  
認知症が心配な本人または家族など

問い合わせ 長野市役所 地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター  
TEL: 026-224-7174 (直通)

